



医療機器産業参入促進助成事業～医療機器等事業化支援助成～

募集期間

2020年7月1日から2020年10月8日まで

目的

新たに医療機器等製品の開発から事業化を行なう経費を助成します。事前ヒアリング予約期間7月1日(水)～9月15日(火)です。

支援内容

▼助成対象事業

都内のものづくり中小企業と医療機器製販企業等が連携し、医療機器製品等の開発または上市を目的として取り組む事業

・以下に該当する場合に助成対象事業となりません。

- ① 開業や運転の資金、生産用の機械設備導入など、開発以外の経費の助成を目的としているもの
- ② 開発した試作品自体の販売を目的としているもの、助成事業期間内の販売を予定しているもの。
最終成果物（試作品等）は必要最小限の数量とし、助成事業終了後一定期間の保存義務があります。
助成事業の成果に基づく量産・出荷・上市（販売）は、助成事業終了後から開始してください。
- ③ 研究開発の主要な部分を申請者以外が行うもの、研究開発の全部または大部分を外注（委託）するもの
- ④ 量産化段階にある技術や既に事業化され収益をあげているもの
- ⑤ 既製品を模倣・改良したもの、技術的な開発要素がないもの、研究開発が概ね終了しているもの
- ⑥ 助成対象期間内に「製品の完成」または「試作品の完成」が見込めないもの
- ⑦ 研究開発が特定の顧客（法人・個人）向けで、汎用性のないもの
- ⑧ 臨床ニーズ（病院、診療所）に基づいた開発でないもの

▼助成対象経費

助成対象経費は、以下の①～④の条件に適合する経費で「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

- ① 助成対象事業として決定を受けた事業実施のための必要最小限の経費
- ② 助成対象期間内（令和3年1月1日～令和7年12月31日）に契約、取得、支払が完了した経費
- ③ 助成対象（用途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できること
- ④ 財産取得となる場合は、所有権が助成事業者に帰属する経費

支援規模

▼助成限度額

上限額5,000万円（下限額500万円）

・医療機器等開発着手支援助成事業において助成金を既に受領している場合は、5,000万円から同金額を除いた額が上限額となります。

▼助成率

助成対象と認められる経費の2/3以内

・助成対象経費に助成率（2/3）を乗じて助成金額を算出します。

対象者の詳細

▼申請資格

臨床現場のニーズを踏まえた医療機器の開発を行う、東京都内で実質的に事業を営んでいる中小企業等で（1）または（2）に該当するもの

- (1) 東京都医工連携HUB機構の会員登録をしている医療機器製販企業
- (2) 公社の医療機器産業参入支援事業の会員登録をしているものづくり企業

対象地域



お問い合わせ

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部取引振興課

医療機器産業参入促進助成担当

住所：〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9

電話：03-3251-7883

Eメール：iryu-josei@tokyo-kosha.or.jp

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金